

但馬君氏と但馬国の有力氏族

紅林 怜

はじめに

先に筆者は、但馬君氏について簡単な考察を行った(一)。ここでは、但馬君氏が但馬国造であったと考えられること、また但馬君氏を但馬国におけるアメノヒボコ後裔氏族の中心とみてよいことを述べた。これらの点は、すでに鷲森浩幸「名代日下部氏の成立と展開」において指摘があったが、鷲森論文は、但馬君氏について十分に論じたものではなかった(二)。旧稿は、その鷲森論文を首肯しつつ、但馬君氏と但馬国造の系譜に着目し、右の点を指摘したものである。ただ紙幅の関係もあり、叙述は結論的なものにならざるを得なかった。本稿では、改めてこの問題を、但馬国造と但馬国内の有力氏族との関係、および但馬国造の系譜とアメノヒボコ系譜との関係を中心に論じていくことにしたい。

第一章 史料にみえる但馬君氏

但馬君氏については、そもそも国名をウヂ名としていること、君のカバネを有していることから、但馬国内における有力氏族であったことが推定できる。しかし、但馬君氏の名のみえる史料は、次の三点が残されるのみである。

〔史料1〕『播磨国風土記』揖保郡越部里条

越部里(旧名皇子代里)土中々。所_三以号_三皇子代者、勾宮天皇之世、寵人、但馬君小津、蒙_レ寵賜_レ姓、為_三皇子代君_二而。造_三三宅於此村_一、令_二仕奉_二之。故曰_三皇子代村_一。後、至_下上野大夫結_二卅戸_一之時、改号_三越部里_二。一云、自_二但馬国三宅_一越来、故号_三越部村_一。(傍線部は筆者。以降同様。)

〔史料2〕『日本三代実録』元慶元年四月十六日条

詔曰、朕聞、善政之報靈貺不_レ違、洪化之符神輪必至。朕以_三寡薄_一辱奉_三不基_一、徳未_レ動_レ天、恵

非_レ感_レ物。而去正月即位之日、但馬国獲_二白雉一_一、二月十日尾張国言。木連理、閏二月廿一日、備後国貢_二白鹿一_一。(中略)宜_レ復_二尾張、但馬、備後等三国百姓当年徭役十日_一。就_二中瑞所_一出土、特須_二優矜_一。其葦田郡勿_レ輸_二今年之調_一。春部及養父郡並免_二当年之庸_一。其接_二得神物_一者多治部橋、但馬公得繼等叙_二正六位上_一、賜_レ物准_二例_一。(後略)

〔史料3〕『先代旧事本紀』『国造本紀』吉備品治国造
条

吉備品治国造。志賀高穴穗朝。多遲麻君同祖若角
城命三世孫大船足尼定_二賜国造_一。

史料1は、越部里(旧名皇子代里)の地名起源伝承であり、但馬君小津が勾宮天皇(安閑天皇)の寵愛を受け、皇子代君の姓を賜り、播磨国の越部の地にミヤケを造つて奉仕したことから皇子代村と呼ばれたという。また、但馬国の三宅から越して来たから越部村と名づけたという別の伝えも載せている。

この記事は、但馬国の但馬君氏と、隣国の播磨国揖

保郡との関係を示すものといえようが、この点については、『播磨国風土記』揖保郡揖保里条に、アメノヒボコ伝承のみえることも参考になる。但馬国はアメノヒボコが最終的に落ち着いた地とされ、『播磨国風土記』におけるアメノヒボコ伝承は、但馬国に発して播磨国を流れる揖保川流域に集中的に分布する(三)。また、後述のとおり、但馬国養父郡・朝来郡の郡領氏族である日下部氏は、八世紀には但馬国造氏に認定されていたと考えられるが、播磨国揖保郡内には、右の越部里と隣接して日下部里が存在する。鸞森浩幸はこれらの点に注目し、但馬国の勢力が播磨国内にもおよんでいたとしている(四)。

越部屯倉については、『日本書紀』安閑天皇二年条にも設置記事がみえ、実在したミヤケとみてよいであろう。但馬君小津の実在は確認できないが、播磨国内に設置されたミヤケの管理者が、隣国に出自を持つ者から選ばれたということは十分に考えられる。

史料1は、但馬君氏が、安閑天皇のころ、あるいは但馬・播磨地域にミヤケが設置されたころ(六世紀段階)において、播磨の地域にも一定の勢力を有した有

力な一族であったことを示すものといえよう。

史料2は、時代が下って、『日本三代実録』元慶元年（八七七）四月条における但馬公得継の記事である。得継は、この年の正月に白雉を献上したため、本条において正六位上を叙位されている。このような祥瑞の献上記事においては、その祥瑞を献上した人物やその国の国守に対して叙位や褒賞があり、祥瑞の発見された国郡に対して免税措置がとられたとするのが一般的である。本条において、但馬国内で免税措置を受けているのは養父郡であり、但馬公得継は養父郡の人物であったとみることができる。

養父郡は日下部氏の本拠地であったと考えられるが、この記事は、その養父郡にも但馬公（君）氏が居住していたことを示している。さらに推測を加えるならば、かつて但馬君氏の勢力が、この養父郡の地域にもおよんでいたことを示す記事ということもできるであろう。

史料3は、吉備品治国造が多遅麻（但馬）君氏と同系であることを述べたものである。『古事記』開化天皇段にみえる日子坐王の系譜には、日子坐王の曾孫の

息長宿祢王と、葛城之高額比売との間に生まれた息長日子王を、吉備品遅君と針間阿宗君の祖としている。吉備品治国造と吉備品遅君とは同一の氏族とみてよいであろうから、吉備品治国造は日子坐王系であり、多遅麻君氏も、日子坐王系の系譜を称していたことになる。また、同じ日子坐王系譜では、息長宿祢王と河俣稲依毘売との間に生まれた大多牟坂王を多遅摩国造の祖としており（以上、系図1参照）、「国造本紀」の多遅麻国造条にも、「多遅麻国造。志賀高穴穂朝御世。竹野君同祖彦坐王五世孫船穂足尼定賜国造」とみえる。

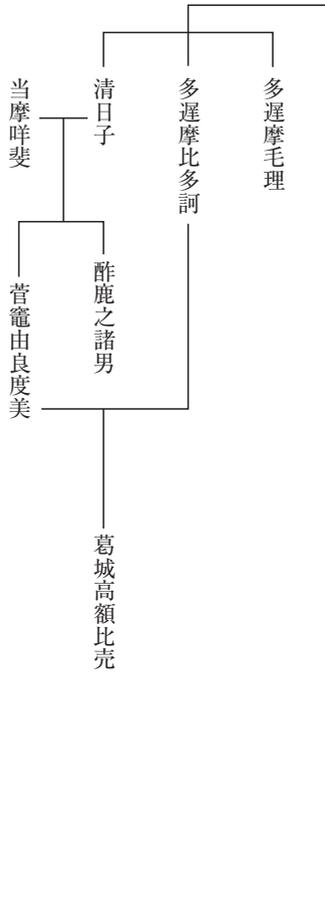
したがって、これらによれば但馬君氏も但馬国造も、ともに日子坐王系の系譜を称していたことになり、但馬国造には但馬君氏が任じられていたとみることができ。なお、息長日子王の母とされる葛城之高額比売は、『古事記』応神天皇段にみえるアメノヒボコ系譜において、アメノヒボコの後裔の多遅摩比多訶の子とされるのであり（系図2参照）、この点は但馬君氏とアメノヒボコ後裔氏族との関係を考えるうえで注目されるが、これについては第三章で取りあげるこ

系図2 『古事記』 応神天皇段 アメノヒボコ系譜

天之日矛

俣尾——前津見

多遲摩母呂須玖——多遲摩斐泥——多遲摩比那良岐



第二章 但馬国造と但馬国内の有力氏族

前章では、但馬君（公）氏の名のみえる史料、および『古事記』の日子坐王系譜、「国造本紀」の系譜からは、但馬君氏が但馬国造であったと考えられると述べた。しかし、これまでの研究において、但馬国造に任じられた氏族とされてきたのは、一般的には日下部氏である。

但馬地域の古代氏族についての研究の嚆矢となったのは、桜井良翰により江戸時代にまとめられた『但馬考』であり、この著書を、その後、良翰の子孫である桜井勉が再編集したのが『校補 但馬考』である^(五)。これらにおいて、但馬国造に任じられた氏族とされているのは日下部氏である。また、のじぎく文庫よりシリーズとして出版された『但馬史』において、古代を担当した石田松蔵は、日下部氏は但馬君氏からの分派であり、最終的に二氏が「転位固定」したとして、この氏族を「多遲摩氏」と呼んでいる^(六)。このほか、関係地域の自治体史においても、日下部氏を但馬国造

とするのが一般的である^(七)。

その史料の根拠は、朝来郡粟鹿神社所蔵の『田道間国造日下部家譜大綱』や『続群書類従』所収の「日下部系図」、「朝倉系図」（「日下部系図」別本）などである。

『田道間国造日下部家譜大綱』は、日下部氏の系図を日子坐王に始まる但馬国造の系譜に結びつけたものであり、『古事記』、「国造本紀」、「日下部系図」などをあわせて作成した系譜である。オリジナリティーに欠け、田中忠雄は、その古代部分は記紀や『国造本紀』の記述に基づくだけでなく、『三国史記』の所伝によるものもあるとして、室町時代の成立と推測している^(八)。

これに対して「日下部系図」は、オリジナリティーの認められる系図である。これによれば、日下部氏は孝徳天皇を祖とし、その子の有馬皇子の子の表米の尻付に「養父郡大領」とあり、天智朝に日下部姓を賜与された^(九)とある。表米については、「朝倉系図」では孝徳天皇の子（有馬皇子の弟）とされ、孝徳朝の戊申年（大化四年（六四八））に養父郡の大領に任じられたと

されている。また「日下部系図」、「朝倉系図」いずれにおいても、表米の子の都牟自は、孝徳朝の癸丑年（白雉四年（六五三）に養父郡少領に任じられ、斉明朝の己未年（六五九）に大領に転じ、天武朝の癸未年（六八三）に死去するまでその任にあつたとされる。さらに、都牟自の子の荒島は文武朝の戊戌年（六九八）に朝来郡大領に任じられ、荒島の子の老も靈龜三年（七一七）に朝来郡少領に任じられ、養老七年（七二三）に大領に転じたとある。そしてその後も、一族の人物が養父郡と朝来郡の郡領に任じられたとしている。

日下部氏が孝徳を祖とすること（すなわち、表米を孝徳の孫ないし子とすること）は事実とは考え難いが、孝徳朝に表米が養父郡（評）の大領（評造）に任じられ、その子の都牟自が養父評造の地位を継承し、都牟自の子の荒島が「戊戌年」（文武二年）に朝来郡（評）の大領（評造）に任じられたとあることは、事実の伝えとみてよいであろう。干支で年代が記されることも、その信憑性を示している。日下部氏が養父郡と朝来郡の郡領氏族であったことも事実と考えられ

る。

また、「日下部系図」には、荒島の子の弘道と、老の子（荒島の孫）の大継の尻付に「国造兵衛」とあり、「朝倉系図」では大継の弟の子祖父も「国造兵衛」と記されている。この点も注意されるところであり、「国造兵衛」は国造氏から出仕した兵衛と考えてよいであろうから、弘道・大継・子祖父のころ（八世紀ころ）は、日下部氏が但馬国の国造氏であったことなる（九）。しかし、「日下部系図」の日下部氏（養父郡を本拠とした日下部氏）は、孝徳を祖とするのであるから、「大化以前」において但馬国造に任じられていた一族とみることができない。石田松蔵は、日下部氏が孝徳を祖とするのは、そのころに有力な一族になった印象が鮮明になったためとしているが、妥当な推測であろう（一〇）。つまり、大宝二年（七〇二）に国造氏が認定された際（あるいはその後のある時期）に、日下部氏が但馬君氏にかわって但馬国造氏に定められたことが考えられるのである。

次に、日下部氏のほかに、但馬国造であったと伝える氏族として、『粟鹿大明神元記』（以下『元記』）に

その系譜を伝える神部直氏があげられる(二)。この『元記』は、但馬国南部の朝来郡に鎮座する粟鹿神社の奉斎氏族である神部直氏の系譜であり、素佐乃乎命に始まり、和銅元年(七〇八)にこの系譜をまとめたとされる根閨に至る系譜である。これによれば、成務朝に神部直速日が神部直の姓を賜り、但馬国造に任じられ、その子の神部直忍が粟鹿大神を将来してその祭主(神主)となり、但馬国造にも任じられたとされる。そして忍以来、神部直氏が代々粟鹿大神の神主として仕えてきたとするのである。

また、根閨の父の万侶の尻付には、「難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世、天下郡領并国造・県領定賜、于時朝来郡国造事取持申、即大九位叙仕奉」とみえる。「朝来郡国造事」は難解であるが、根閨自身の尻付に、斉明朝に「始叙朝来郡大領司」とあることからすると、万侶は孝徳朝には朝来郡(評)の「大領司」(評造)に叙されていないかかったようである。「朝来郡国造事取持申」というのは、万侶が朝来郡(評)において国造(但馬国造)として奉仕した、という意味に解するの
が妥当であろう。

『元記』は、神部直氏が代々粟鹿神社の神主を世襲してきたことを主張する系譜であり、そのなかで、但馬国造に任じられ、朝来郡領にも任じられた一族であったことも付け加えたものである。『元記』の末尾には長保四年(一〇〇二)正月二十一日附けの神祇官の証判があり、その直前に神部直氏から神祇官に提出された可能性が高い。このころには粟鹿神社の神主の地位は日下部氏に奪われており、朝来郡の郡領職も、さきに述べたとおり八世紀以降日下部氏が就任している。『元記』は、このような状況下において、神部直氏が粟鹿神社の神主の地位を奪い返す目的で提出されたものとみてよいであろう。したがって、『元記』に神部直氏が但馬国造に任じられたとあっても、ただちにそれを、事実の伝えとみることはできない。朝来郡の神部直氏の勢力が、他の但馬国内におよんでいたことを示すような史料はほかには残されていないのであり、但馬国造には、やはり但馬君氏が任じられていたとみるのが妥当であろう。

第三章 但馬国造の系譜とアメノヒボコ系譜

次に、但馬国造（但馬君氏）の系譜とアメノヒボコ系譜との関係について考えてみたい。

アメノヒボコは、記紀の伝承によれば、新羅王の子で日本に渡来し、各地を遍歴して最終的に但馬に居住したとされる人物である。『古事記』応神天皇段には、先に系図2として掲げた系譜を伝え、『日本書紀』垂仁天皇三年三月条・八十八年七月条には、次のような系譜を伝えている。

系図3 『日本書紀』垂仁紀によるアメノヒボコ系譜

天日槍

——但馬諸助——但馬日槍杵——清彦——田道間守
太耳——麻多鳥

両者には違いも多く、『古事記』では、但馬に留まったアメノヒボコは多遲摩の俣尾の娘の前津見を妻とし、その間に多遲摩母呂須玖が生まれたとあり、『日

本書紀』垂仁天皇三年三月条では、但馬国の出嶋（出石）の人である太耳の娘の麻多鳥を妻として但馬諸助（『古事記』にいう多遲摩母呂須玖）が生まれたとある（二二）。その後の子孫についても、『古事記』では、神功皇后の母とされる葛城高額比売命まで記すのに対し、『日本書紀』垂仁天皇三年三月条では、田道間守（『古事記』にいう多遲摩毛理）までしか記されていない。

そして、『日本書紀』垂仁天皇九十年二月条・九十九年十二月条には田道間守の常世国訪問伝承を載せ、その末尾に「田道間守、是三宅連之始祖也」と記すのである。また『新撰姓氏録』には、アメノヒボコ後裔氏族として三宅連・糸井造・橘守の三氏を載せている。

〔史料4〕『新撰姓氏録』左京諸蕃下 橘守条

橘守 三宅連同祖。天日杵命之後也。

〔史料5〕『同』右京諸蕃下 三宅連条

三宅連 新羅国王子天日杵命之後也。

〔史料6〕『同』大和国諸蕃 糸井造条

糸井造 三宅連同祖。新羅国人天日槍命之後也。

〔史料7〕『同』撰津国諸蕃 三宅連条

三宅連 新羅国王子天日桦命之後也。

これらの中央のアメノヒボコ後裔氏族について、宿南保は、但馬から大和に移住したものとされている(一三)。

現在の奈良県田原本町・三宅町の一帯には、「但馬」「三宅」などアメノヒボコ関係の地名が集中し、糸井神社も所在していることからすれば、たしかにその可能性は高いといえよう。ただ、アメノヒボコ後裔氏族のすべてが但馬を捨てて大和に移住したとは考え難い。これまで、但馬国におけるアメノヒボコ後裔氏族の中心と考えられてきたのは出石君氏である。

出石は、『日本書紀』によればアメノヒボコがその地の女性を妻として最終的に居住した地とされ、アメノヒボコの将来した宝物のうちの小刀を出石といったとも伝えられている。但馬国出石郡に鎮座する出石神社は、『延喜式』神名帳に「伊豆志坐神社」とみえ、アメノヒボコとその将来した宝物を祭神としている。その出石神社の奉祭祀族と考えられるのが出石君氏である。出石君氏を但馬国内におけるアメノヒボコ後裔

氏族の中心と考えるのは、もつともなことといえよう。しかし、出石君氏の人物がみえる史料は、次の一点が残されるのみである。

〔史料8〕『播磨国風土記』揖保郡広山里麻打山条

麻打山 昔但馬国人伊頭志君麻良比、家居此山。二女、夜打_レ麻。即麻置_二於己胸_一死。故号_二麻打山_一。于_レ今、居_二此辺_一者至_レ夜不_レ打_レ麻矣。俗人云、讚岐国」

この記事からは、伊頭志(出石)君麻良比が但馬国の人であることは知られるが、アメノヒボコの後裔氏族であったことはうかがえない。石田松蔵は、出石君氏をアメノヒボコの妻を出した出石の一族の後裔氏族としているが、首肯できる見解である(一四)。すなわち、出石君氏はアメノヒボコ後裔氏族の主流とはいえないのであり、但馬国におけるアメノヒボコ後裔氏族の中心はほかに考えなければならぬ。

但馬国において、アメノヒボコないしその後裔を祀る式内社は、出石郡内にとどまらず、養父郡・気多郡

などにも分布しており、但馬国内に広くその後裔氏族の存在していたことが推測される。とするならば、但馬国内のアメノヒボコ後裔氏族の中心としては、但馬国内に広く勢力をおよぼしていたと推定される但馬君氏（但馬国造）を考えるのが最も妥当ということになるであろう。アメノヒボコ系譜において、その後裔が多くタジマ（但馬）をその名に帯びているのも、そのことを示している。

さて、このように考えて問題となるのは、アメノヒボコ後裔氏族と考えられる但馬君氏が、なにゆえ日子坐王系の系譜を称したのか、という問題である。そして、この問題を考えるうえで注目されるのは、先に述べたとおり、『古事記』において息長帯比売命（神功皇后）の母の葛城高額比売をアメノヒボコの後裔としている点である。息長帯比売命の父の息長宿祢王は、日子坐王の曾孫であり、その息長宿祢王と河俣稻依毘売との間に生まれた大多牟坂王が多遅摩（但馬）国造の祖とされるのである。したがって、アメノヒボコ系譜と日子坐王系譜は、息長氏の系譜を介して結びつけられているということができらるであろう。

息長氏とアメノヒボコ後裔氏族の系譜が結びつけられたことに関しては、アメノヒボコ伝承にみえるその海女的・巫女的性格と、息長帯比売（オキナガタラシヒメ）という名との関係性、アメノヒボコ伝承におけるアメノヒボコの遍歴地と息長氏の居住地との関連性などが指摘されている（二五）。また、葛城高額比売をアメノヒボコの後裔とすることについては、アメノヒボコが大和に移住したと関係させて理解する説もある（二六）。

いずれにせよ、日子坐王系譜は、多くの氏族の系譜を統合し、系統づけるために作成された系譜とみるこことができるのであり、但馬君氏（但馬国造）は、王権によるこのような系譜の系統化のなかで、アメノヒボコを祖としてきた系譜を、息長氏を介する形で日子坐王系譜に結びつけたということが考えられる。

その理由としては、但馬君氏にとって、新羅王子のアメノヒボコを祖とするよりは、王族にその出自を求める方が、自氏を高めることになる判断されたということが考えられるであろう。もちろんそれは、王権に認められて初めて成立する系譜であり、その契機と

しては、まずは但馬君氏が但馬国造に任じられたことが推定できるであろう。あるいはまた、孝徳朝以降に但馬国内における最有力の地位を日下部氏に奪われていくという状況のなかで、自氏を顕彰するために主張したという可能性も考えられる。

但馬君氏が日子坐王系の系譜を称するようになった事情については必ずしも明確ではないが但馬君氏が但馬国造に任じられた一族であるとともに、但馬国内におけるアメノヒボコ後裔氏族の中心であったことは間違いないと考えている。

註

- (一) 拙稿「但馬君氏についての一考察」（加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』大和書房、二一五年）。
- (二) 鷲森浩幸「名代日下部の成立と展開」（『市大日本史』三号、二〇〇〇年）。
- (三) 『播磨国風土記』において、アメノヒボコ関係の記事は九か所みえるが、そのうち一か所が揖保郡、六か所が宍禾郡（揖保郡に北接する揖保川上流域の郡）である。
- (四) 鷲森浩幸「名代日下部の成立と展開」（前掲、三六頁）。

(五) 桜井勉『校補 但馬考』臨川書店、一九七六年。

(六) 石田松藏『但馬史』1、のじごく文庫、一九七二年、三二頁。

(七) 直木孝次郎「古墳と豪族」（兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第一巻、兵庫県、一九七四年）。石田善人「古代の出石」

（出石町史編集委員会編『出石町史』第一巻、出石町、一九八四年）。田中忠雄「大和王権の時代」（養父町史編集委員会編『養父町史』通史上巻、養父町、一九九〇年）など。

(八) 田中忠雄「氏族制度と養父町」（前掲、一六五頁）。

(九) 篠川賢「律令制下の国造」（同『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年、参照）。

(一〇) 石田松藏『但馬史』1（前掲）、四七頁。

(一一) 『粟鹿大明神元記』については、是沢恭三「粟鹿大明神元記の研究」一、二（『日本学士院紀要』一四一三、一五一一、一九五六年、五七年）。田中卓「一古代氏族の系譜―ミワ氏族の移住と隆替―」（同『日本国家成立史の研究』皇學館大學出版部、一九七四年。のち『田中卓著作集』2、国書刊行会、一九八六年）。溝口睦子「日本古代氏族系譜の成立」学習院、一九八二年。鈴木正信「神部直氏の系譜とその形成―『粟鹿大明神元記』系図の検討を通じて―」（『日本歴史』七八〇、二〇一三年）、など参照。

(一二) なお、『日本書紀』垂仁天皇三年条にいう太耳の娘の麻多鳥

について、『日本書紀』垂仁天皇八十八年七月条では、前津耳（前津見）の娘の麻挖能鳥としている（すなわち、『日本書紀』垂仁天皇八十八年七月条と『古事記』とは、父と娘の名が逆になっている）。

(二三) 宿南保「但馬の古代氏族」(和田山町史編纂委員会編『和田山町史』上巻、和田山町、二〇〇四年)。同『但馬の歴史秘話』神戸新聞総合出版センター、二〇一一年。

(二四) 石田松蔵『但馬史』1(前掲)、六九頁。

(二五) 三品彰英『日鮮神話伝説の研究』柳原書店、一九四三年。
のち『三品彰英論文集』4、平凡社、一九七二年。塚口義信「天之日矛伝説の謎を探る」(大和文化会編『古代大和の謎』学生社、二〇一〇年、など)。

(二六) 石田松蔵『但馬史』1(前掲)、六三頁。